

一般社団法人佐賀県医師会長
郡市医師会長
一般社団法人佐賀県歯科医師会長
一般社団法人佐賀県薬剤師会長
公益社団法人佐賀県獣医師会長
公益社団法人佐賀県看護協会
一般社団法人佐賀県臨床検査技師会長

様

佐賀県健康福祉部健康増進課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の
政令の一部を改正する政令等について(通知)

本県の感染症行政につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令(令和2年政令第22号)等が令和2年(2020年)1月31日に公布・施行される旨、令和2年1月31日付け健発0131第11号で厚生労働省健康局長から通知がありました。

つきましては、適切な運用をお願いするとともに、貴会員への周知をお願いします。

改正の概要

- 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。(本則関係)
- 2 検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令
疫法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第12号)の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。(本則関係)
- 3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）

4 検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第10号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）

佐賀県健康福祉部健康増進課
感染症対策担当 南
TEL：0952-25-7075
FAX：0952-25-7268
E-mail：kansensyou@pref.saga.lg.jp

健発0131第11号
令和2年1月31日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部
を改正する政令等について

国内及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況の変化等に鑑み、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第22号）、検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第23号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第11号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第12号）が公布・施行されたところである（別添1を参照）。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。

(本則関係)

- 2 検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令
検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）
- 3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）
- 4 検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令
検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第10号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）

第二 施行期日等

- 1 公布の日から起算して4日を経過した日（令和2年2月1日）から施行すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）については、施行の日から起算して1年を経過した日（令和3年1月31日）に、その効力を失うこと。

第三 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）について、別添2のとおり改めること。この実施要綱の改正は、令和2年2月1日から適用すること。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十二号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「十日」を「四日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣 高市 早苗

厚生労働大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 安倍 晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十三号

検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則中「十日」を「四日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第三条の規定により準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「十日」を「四日」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十二号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則中「十日」を「四日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。